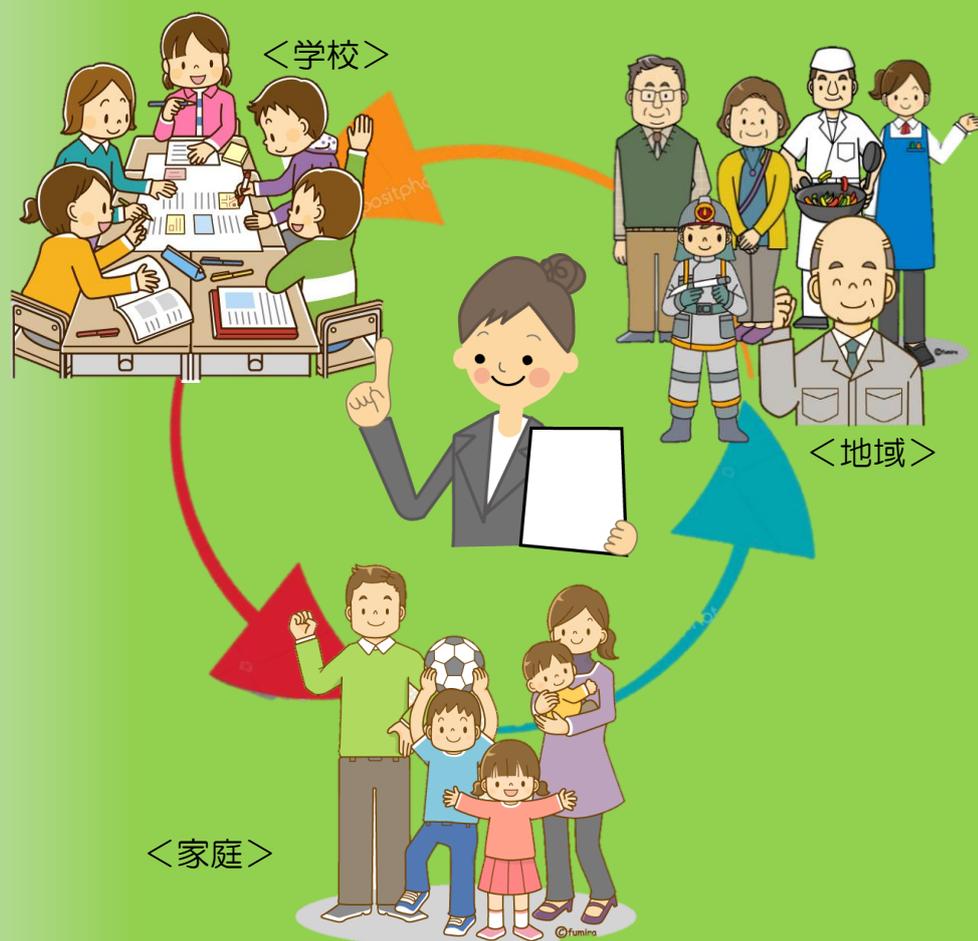


地域学校協働活動ハンドブック

～学校関係者・コーディネーター・ボランティア・行政等のみなさんへ～

つながろう つなげよう



山形県教育委員会



学 地 行

1. 地域学校協働活動って何？

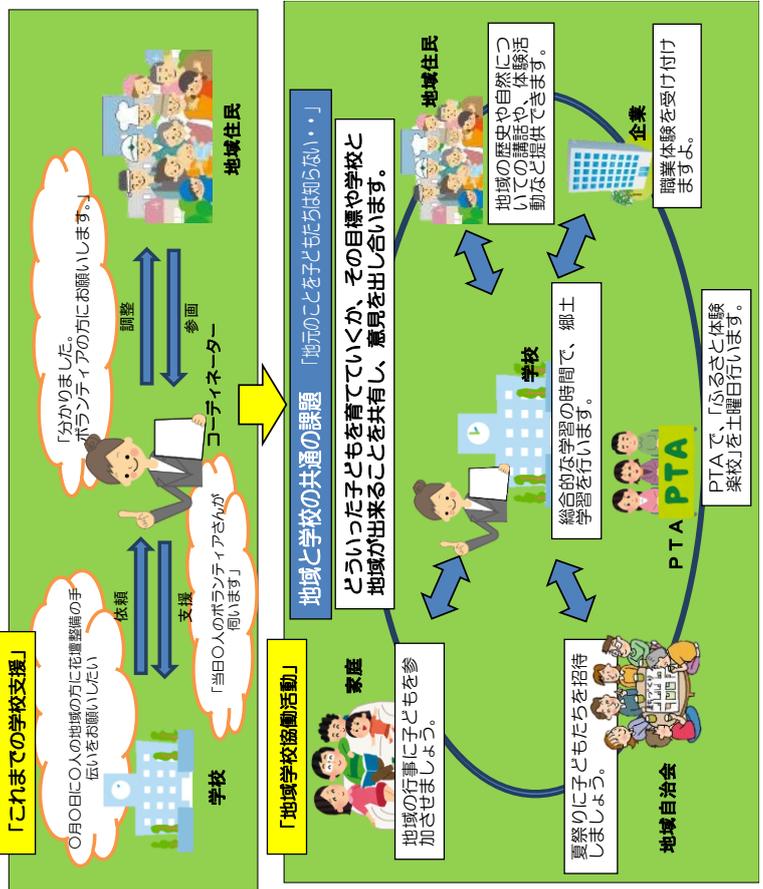
学校と地域がパートナーとなり、地域の高齢者、成人、学生、保護者、NPO、PTA、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、地域を創生する活動のことを指します。

そもそも、なぜ地域学校協働活動が必要なの？

Point 近年、少子高齢化やグローバル化の進展に伴う激しい社会環境の変化の中で、価値観やライフスタイルは多様化しています。地域においては、ママが集う機会が減少し、互いへ支え合う意識や、学校や地域活動への参加意識が弱まるなど、地域の教育力の低下をまねいています。学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ子どもを取り巻く問題が複雑化・困難化しており、学校と地域それぞれの課題を解決するためには、地域も学校もそれぞれの強みを生かし、互いに補完し合いながら、子どもたちを社会全体で育てていくことが有効とされているためです。

これまでの「学校支援」における活動と何が違うの？

Point これまでも学校は地域から様々な形で支援してもらってきましたが、地域学校協働活動との違いは、端的に表すと、「支援」から「連携・協働」へ変わっていくことです。地域学校協働活動は、地域が学校・子どもを支援するという一方向の関係ではなく、地域と学校がパートナーとして「連携・協働」し、地域の子どもたちと一緒に育っていく活動です。



平成29年3月社会教育法の改正により「地域学校協働活動」が法律に位置づけられました。山形県では、この「地域学校協働活動」を推進するために、平成20年度から市町村教育委員会とともに設置に取り組んできた「学校支援地域本部」を基盤とし、「地域学校協働本部」の整備を進めています。

地域住民のネットワークを活かして、多様な取組を、継続的に行い、学校と地域の強みを生かして、子どもの成長を支え、地域の教育力の向上を図られています。

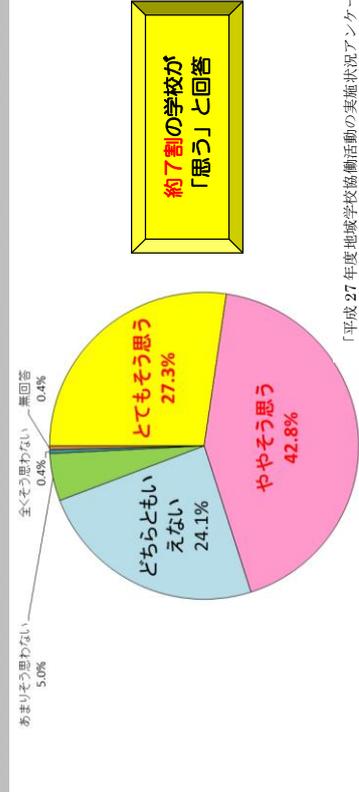
地域学校協働活動の効果

既に取り組んでいる地域の状況を見ると、学校、子ども、地域のそれぞれにより効果が表れています。

学校への効果

- 職場体験**
 教員の負担軽減につながっています。
 コーディネーターが、毎年、中学生の職場体験学習の受入先の連絡調整役を引き受けてくれて、教員の負担軽減につながっています。
- 学校行事**
 学校行事を円滑に実施できました。
 地域住民によるボランティアの参加が日々増え、学校図書館や花壇等の環境整備が充実しました。
- 環境整備**
 環境整備が充実しました。
 地域住民によるボランティアの参加が日々増え、学校図書館や花壇等の環境整備が充実しました。
- 授業補助**
 配慮が必要な児童・生徒への支援が可能になりました。
 授業補助員のボランティアの導入で、配慮が必要な児童・生徒への支援ができるようになりました。
- 学校経営**
 「社会に開かれた教育課程」の実現が図られるとともに、学校への理解と協力が得られました。
 地域と学校が子どもの成長に向けた目標を共有することで、「社会に開かれた教育課程」の実現が図られます。教育や子どもたちに対する責任と役割を地域と分かち合うことで、学校の教育活動に対する理解者と支援者が増えました。

「地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた」は約7割



「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」
 文部科学省・国立教育政策研究所より。
 学校を対象とする調査結果

子どもたちへの効果

協働活動を通じて、子どもたちが信頼できる大人との関わりを持ち、ほめてもらったり、認めてもらったりすることで、自分たちや、周りのことを愛し、思いやる気持ちが育つと期待されています。自分の住む地域への愛着心につながり、山形県で大切に育てていきたい子どもたちの姿です。さらには、地域の人たちが子どもたちの教育に関わっている学校ほど、全国学力・学習調査における正答率が高いという結果も出ています。



コミュニケーション能力の向上

幅広い地域住民と交流することにより、コミュニケーション能力の向上が図られます。

自己肯定感や思いやりの醸成

子どもたちが信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれます。

学力の向上

多様な体験や経験の場が増え、学びへの意識の向上や、学校での学習の補完、学習内容と実生活のつながりなど、学習の基礎が固まります。

地域の一員としての自覚

地域の方々に支えられ学んでいくことで、地域への愛着や地域の担い手としての自覚が育まれます。

地域への効果

地域課題の解決につながる活動を通じて、地域づくりの担い手が育成されるとともに、地域の教育力が向上します。自らの知識や技能、学びの効果が教育の場で活かされる事で、地域住民の生きがいや自己実現の機会が広がります。さらに、地域住民同士がつながり、地域に緩やかなネットワークが構築され、地域コミュニティの再生につながります。また、学生のボランティアにとっては、学習支援や授業補助など、自分の将来に役立つ経験が得られます。



やりがいが増えました。

子どもたちから元気かもらえます。

「先生たちって頑張っている」と学校に対する理解が深まりました。

知らない人ともつながりかできました。

2. 地域学校協働本部って何？

従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。

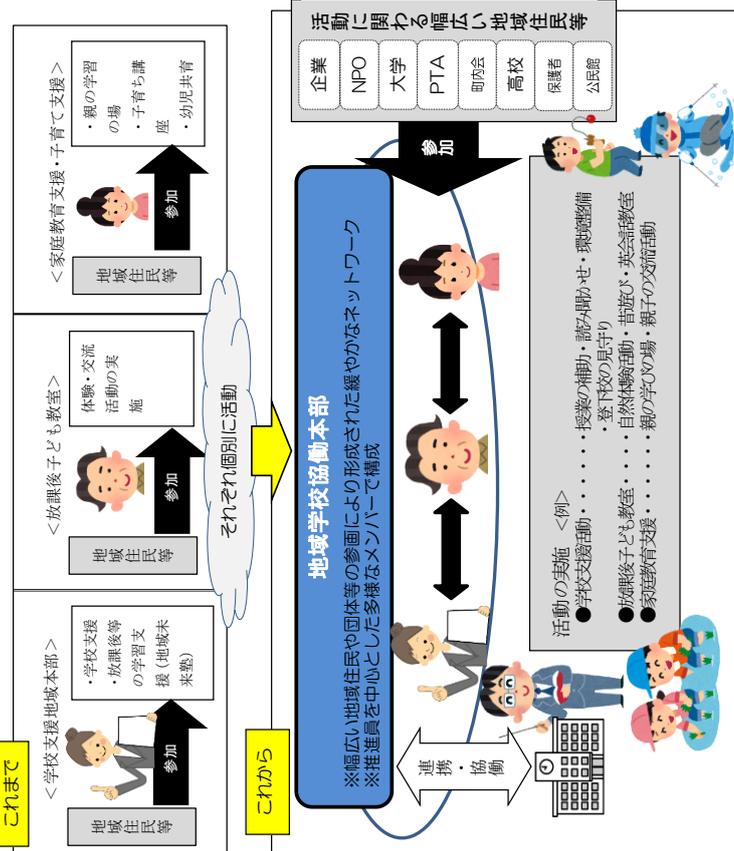
今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）のあり方

文部科学省は地域学校協働本部の整備にあたっては、従来の「支援」から「連携・協働」へ、「個別」から「総合化・ネットワーク化」へと昇進させていくことを前提としています。そのため、以下の3要素が必須とされています。

コーディネーター機能・・・地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う役割
多様な活動・・・より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施
継続的な活動・・・地域学校協働活動の継続的・安定的実施



多くの市町村においては、コーディネート機能を有する体制が様々な形で構築され、多様な継続的な活動が実施されてきました。ただし、これまでの「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」の事業ごとに活動が個別実施されている現状があり、地域と学校の連携、協働を推進する多様な既存の組織を統合し、コーディネート機能をさらに充実させることで、地域学校協働本部へと発展させることが望まれています。



3. ボランティアはどんなことをするの？

ボランティアをはじめの前に・・・

こんなことありませんか？

- ・子どものため、未来のために何かしたい
- ・自分の得意なこと・知識や技能を生かせたら
- ・次の時代に受け継いでもらいたいことがある



これらを実現するための近道は、学校と一緒に活動することです。

学校もあなたの力を待っています！

平成 29 年改訂の新学習指導要領への移行に伴って、学校では、子どもの生きる力を高めるため、地域の人々や企業、団体等と関わり、学校の中だけでは出来ない体験や学習を可能にすることが求められています。



ボランティア活動のあれこれ

ボランティア活動には次のようなものがあります。

- ① 学校での学習支援
子どもたちの学習活動をよりよく進めるためのサポート役です。

例) 算数の計算ドリル等の補助、スキー教室の補助、家庭科実習の補助、読み聞かせボランティア、複式学級の補助、総合的な学習の時間での指導（伝統芸能、田植え、キャリア教育等） など

- ② 放課後等における体験・活動の支援

例) スポーツ教室、料理教室、英会話教室、地域散策、宿題のお手伝い、中学生への学習支援 など

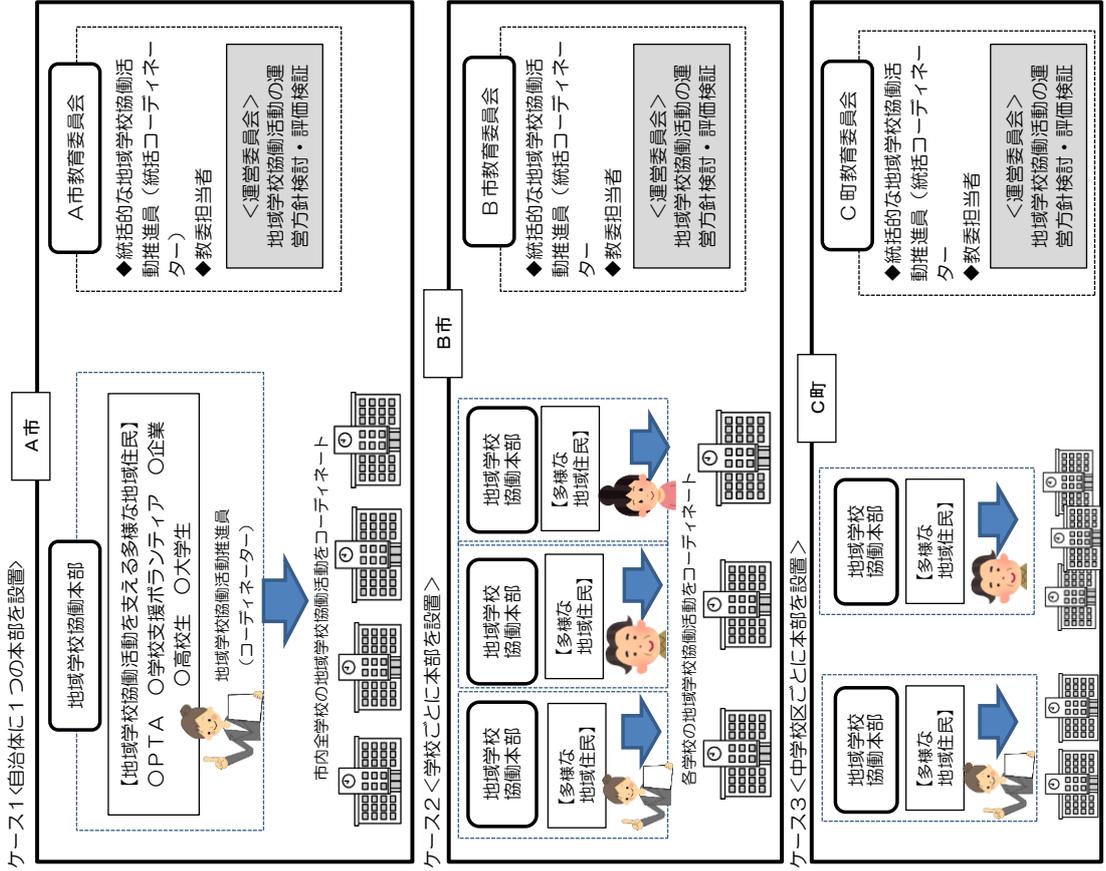
- ③ 環境整備・学校行事

例) 図書室の整備、花壇や樹木の管理、校舎の美化活動、登下校の見守り、自転車教室の補助、学校行事（運動会等）の準備 など

- ④ その他 その地域や学校のできることに、必要なこと等、アイデアを生かした活動

地域学校協働本部の設置

地域学校協働活動の組織化については、市町村教育委員会が学校と協議しながら、既存の組織を基盤とし、市町村の実情に応じて進めます。
本部の設置を、市町村に1つとするか、あるいは中学校区や学区に1つとするかは、学校の規模や自治体の環境を考慮しながら、活動しやすい体制を整えます。
考えられるケースは・・・



- ・教職員では難しい、専門的な指導を必要としていることはないか。(郷土学習、伝統芸能、部活動指導、等)
- ・ボランティアの協力や支援を受けたい学習活動はないか。(キャリア教育、放課後等の学習支援等)
- ・環境整備を進めたいところはないか。
- ・登下校時の安全面で気になる箇所はないか。
- ・図書室は子どもたちが使いやすい環境になっているか。



STEP4 連携担当教員の配置 — 学校側にも窓口をつくろう(次項参照)

地域側には窓口となる地域学校協働活動推進員がいますが、学校にも連携担当教員を校務分掌で位置づけることで、推進員と連絡・調整がスムーズにすすみ、目標が達成されやすくなります。



STEP5 「交流の場」の確保 — 情報交換できる居場所をつくらう

推進員やボランティアの地域住民の方々が集まる場所を学校内に確保するとよいでしょう。活動の準備だけでなく、地域の方向士や教職員との自由な情報交換ができる場として、余裕教室などを活用してみよう。

地域連携担当教員とは？

地域学校協働活動を行う際の、学校の窓口となる教員のことです。

窓口を明確にすることで校内の体制を整備し、教育活動を効果的・効率的に展開していくことが期待されます。

＜主な役割＞

- ① 学校内のニーズを把握・整理するとともに、学校の窓口となって、一貫して地域と効率的・計画的な調整を行う
- ② 地域連携に基づく学習活動を計画し、教育計画に位置づける
- ③ 活動の成果と課題を明確にする
- ④ 地域の様々な情報を収集し、人材など地域の教育資源を発掘、活用する

教職員の心得

1. 学校教育の大きな転換期

学習指導要領が改訂され、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、「教育課程そのものを地域に関わっていく」考え方に変わっていきます。先が読みにくい時代を生きていく子どもたちに、つけたい力を確実に身につけさせるためには、学校だけの力では難しい時代になってきていることも確かです。

2. ボランティアとのパートナーシップを築きましょう。

ボランティアの方々は、学校を支援する下請けの役割ではありません。子どもたちとともに育ち大切なパートナーです。お互いに尊重しあい、学校と地域のそれぞれの強みを生かして、子どもたちへの活動を進めましょう。特に初めてボランティア活動を行う人は、不安でいっぱいです。感謝の気持ちを伝えたり、励ましの声をかけたり、丁寧な対応を心がけましょう。



5. 地域学校協働活動推進員はどんなことをすればいいの？

地域学校協働活動推進員やコーディネーターは、学校のニーズとボランティアの思いを受け、「連携・協働」の関係の中で、一緒に活動を作り、調整する役割を担います。

推進員、コーディネーターがいることで、ボランティアや教職員の戸惑いが少なくなり、活動が円滑になるとともに、多様な活動へとつながっていきます。

役割と望まれる資質・能力

役割は次のようなものです。

- ・地域や学校の特徴・実情に応じた企画立案
- ・学校や地域住民、関係団体との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保
- ・地域学校協働活動に係る事務処理・経理処理
- ・地域住民への情報提供・助言・活動促進 等



適切な人材としては、以下のような方々が望まれます。

- ・地域学校協働活動に熱意と識見がある。
- ・地域学校協働活動に深い関心と理解がある。
- ・地域の住民、団体、機関の関係者をよく理解している。
- ・学校の実情や教育方針への理解がある。
- ・活動を円滑に進めるためのコミュニケーション能力があり、人を動かす力がある。

こんなことがあります・・・

- ・ボランティアの方のパソコンを教えるスキルは高いけれど・・・子どもへの説明が難しくすぎる。
- ・ボランティアの方が熱心なのはうれしいけれど、やりたいことを学校に押し付けてくる。学校としても、計画やねらいがあるので、実現はできないこともある。こんなことなら、頼まなければ良かった。

このようなエピソードは数多くあり、そこにコーディネート機能が働けば、学校は地域と連携・協働することに、抵抗がなくなります。地域と学校という異なった文化をつなぐため、豊かなコミュニケーション能力をもち、日頃から学校や地域と信頼関係を結び、人と情報をつなぐ人が求められています。



どんな人に頼めばいいの？

- ・これまでのコーディネーターやその経験者
- ・地域ボランティアとして参加している人
- ・PTA関係者、経験者
- ・退職した校長や教職員
- ・地域の自治会や青年会等の地域団体の関係者
- ・地域や学校の特徴や実情を理解する民間企業、NPO法人・団体等の関係者
- ・社会教育主事の有資格者 等

このような人たちにすぐに確保することは、どの地域においても容易ではありません。中長期的視野に立ち、人材の発掘や育成を計画的に進めることが必要です。さらに、特定の個人に依存しすぎないように、推進員の交代があっても活動が継続するよう、持続的な体制の整備が必要です。

【地域学校協働活動ハンドブック(文部科学省)】

推進員はこれまでのコーディネーターと違うの？

業務内容や役割については、これまでと同様、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行います。「地域コーディネーター」や「統括コーディネーター」を、新たに「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することが可能になり、法律に位置付けられた存在として、地域学校協働活動の推進に関わっていただくことができるようになりました。



法的に位置づけられた立場として、責任もあるけど、いろいろな団体や学校と連絡・調整しやすくなるわ。

推進員の委嘱はしないといけないの？

地域学校協働活動の組織的・継続的な実施を図るためには、教育委員会と地域学校協働活動推進員との間で、当該推進員が具体的に行うべき業務の内容や、遵守すべき事項等を明確にした上で、活動の主体である教育委員会が責任をもちて依頼することが望ましいことから、「委嘱」行為を前提としています。教育委員会による地域学校協働活動推進員の委嘱は、推進員の処遇や役割等を明確にし、また推進員が自らの責任、役割について認識できるようにするために、文書で行うことが適切です。ただし、委嘱の具体的な手続きや方法は、各教育委員会の判断と各自治体の規定に沿って進めていただいで構いません。

委嘱の流れ（イメージ）

- ① 教育委員会において、地域学校協働活動推進員に望む役割等を明確にする。
- ② 地域学校協働活動推進員設置要綱等の策定
- ③ 地域学校協働活動推進員候補者の選定
- ④ 選定された推進員候補に、役割等について説明のうえ、内諾を得る。
- ⑤ 設置要綱等に基づき、地域学校協働活動推進員を委嘱（委嘱状を渡す）

その他の構成員について

統括的な地域学校協働活動推進員

推進員が継続的に学びの支援を進めていくためには、豊富なコーディネート経験をもつ人に相談したり、助言をもらったりという機会があると安心です。一人ひとりの推進員が、より活発に、より円滑に活動していくため、地域の実情により広域的な観点から各推進員間を調整していく、統括的な地域学校協働活動推進員（以下「統括推進員」という。）をおき、コーディネートを進めていくことも可能です。教育委員会は、より広域的な観点から主に市町村等の域内における地域学校協働活動の推進を図るため、必要に応じて「統括的な地域学校協働活動推進員」を委嘱することができます。統括的な地域学校協働活動推進員は、推進員に含まれるもので、域内全域の地域学校協働活動を推進する上で、各地域の規模や取組みの進捗状況に応じてより広域的な視点から対応することが期待されます。

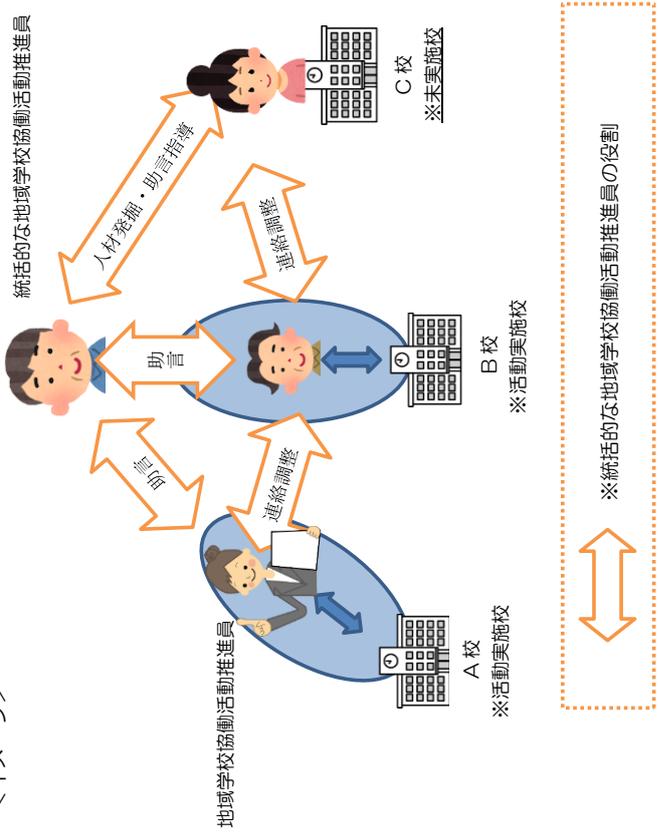
統括推進員には、以下のような役割があります。

- ・推進員間の連絡調整
- ・推進員への適切な助言や事例紹介
- ・地域住民の地域学校協働活動への理解促進
- ・推進員の育成、発掘や確保
- ・未実施地域において新たに取組を開始する際の助言や先行事例の提供
- ・新たな視点や手法を用いるなどして、地域学校協働活動の企画力や実行力の向上への助言 等

適切な人材としては以下のような方々が候補となります。

- ・推進員として長年活躍している人
- ・社会教育主事として活動した経験のある人
- ・校長や教職員の経験者で、地域学校協働活動の経験が豊富な人
- ・PTA 関係者、経験者で地域学校協働活動の経験が豊富な人
- ・地域学校協働活動に関する業務や調整の経験を有する人
- ・地域活性化やまちづくり関係の地域団体のリーダー 等

<イメージ>

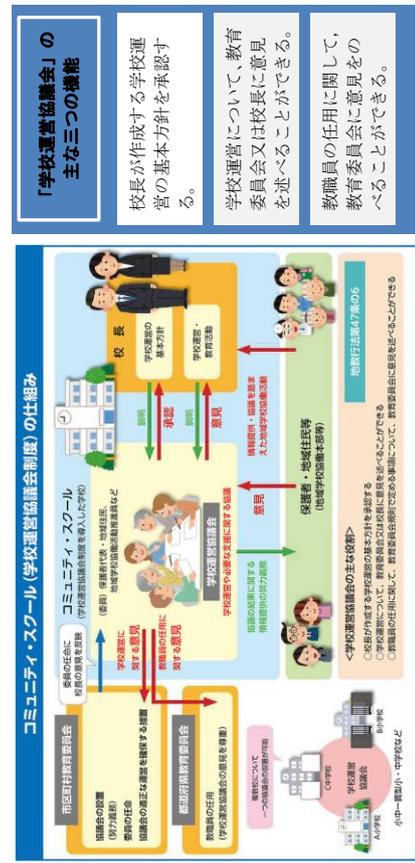


学 地 行

6. コミュニティ・スクールって何？

「学校運営協議会」を設置している学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。コミュニティ・スクールでは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できます。当事者として、子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力をもたらします。

※「学校運営協議会」
学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることができる一定の権限を有する合議制の機関です。一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくりに進める法律(※)」に基づいた仕組みです。
※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6(平成 29 年 4 月改正)

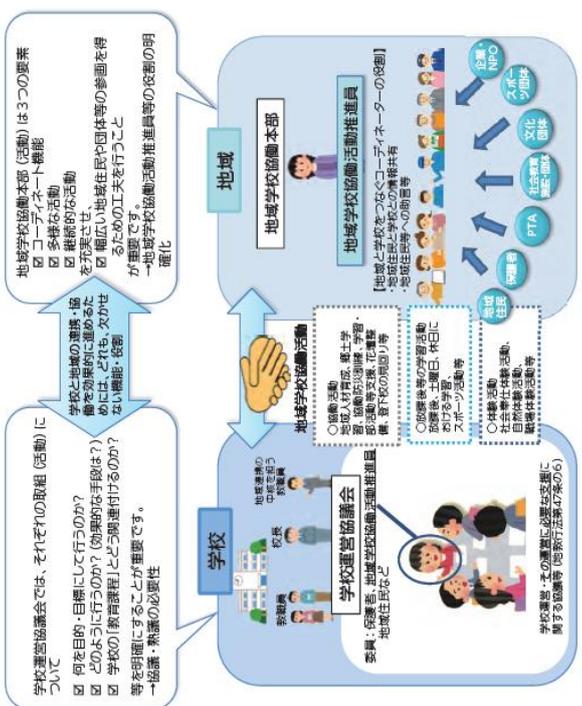


全国で授業補助、環境整備、登下校の見守り、放課後子ども教室、放課後子ども学習支援等の地域学校活動が推進され、地域と学校の連携・協力体制が構築されている地域では、保護者や地域住民等、多くの関係者が学校の取組や子どもたちに直接関わる機会が増えました。だからこそ重要になるのが、学校・家庭・地域で情報及び課題・目標・ビジョンの共有を確実に行うことです。これらの共有が十分でないと、一方が他方に「お願い」をし、それに対して「支援をする」という、貸し借りのような関係になってしまいます。そこで、地域とともにある学校の運営については、学校運営協議会で行う協議に加え、熱議・協働・マナジメントの3つのポイントが大切です。



学校運営協議会と地域学校協働本部の連携のイメージ

地域学校協働本部と学校運営協議会は、それぞれが持つ役割を十分に機能させることで両輪としての相乗効果を発揮し、学校運営の改善に結びつけることが期待されています。



コミュニティ・スクールの仕組みを入れるメリット

- 1 目標やビジョンの共有
学校運営協議会を通して、どのような子どもたちを育てていくのか、その子どもたちほとんどどんな課題を抱えているのか、目標をどう実現していくのか等、学校と地域が一緒に考え、実行に移すことができます。
- 2 学校や地域のニーズに合った取組が可能
多くの大人の専門性や地域力を生かした学校運営や教育活動が実現し、子どもたちに多様な経験を積ませることができま。
- 3 組織的・継続的な体制の構築
校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」ができます。

資料 7

教員の働き方改革プロジェクトチームについて

1 構成メンバー

		令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
山形県教育委員会	教育長	菅間 裕晃	廣瀬 涉	廣瀬 涉
山形県教育庁	教育次長	大場 秀樹	大沼 裕	松田 義彦
山形県教育庁	教育次長	須貝 英彦	柿崎 則夫	津田 浩
山形県教育庁	教育次長	日高 伸哉	澁江 学美	新野 彰

総務課	課長	中川 崇	奥山 賢	奥山 賢
総務課	施設整備主幹	吉川 隆	熊谷 岳郎	鈴木 道彦
教職員課	課長	那須 隆秀	日高 伸哉	日高 伸哉
教職員課	管理主幹	吉田 直史	吉田 直史	黒沼 收
文化財・生涯学習課	課長	熊谷 岳朗	大場 秀樹	大場 秀樹
生涯学習振興室	室長	木村 智行	木村 智行	阿部 稔
義務教育課	課長	竹田 啓	竹田 啓	澁江 学美
特別支援教育課	課長	岡崎 祐治	岡崎 祐治	岡崎 祐治
高校教育課	課長	片桐 寛英	坂尾 聡	柿崎 則夫
高校改革推進室	室長	生島 信行	須貝 英彦	須貝 英彦
福利課	課長	石垣 純	長谷川耕二	長谷川耕二
スポーツ保健課	課長	佐藤 裕恒	百瀬 克浩	百瀬 克浩
スポーツ保健課	保健・食育主幹	田村 光絵	田村 光絵	小林由美子
競技力向上・アスリート育成推進室	課長	貝田 裕昭	佐藤 裕恒	
競技スポーツ推進課	課長			岩田 正巳
全国高校総体推進課	室長			長谷川 浩

2 これまでの検討経過等

[平成 29 年度]

第 1 回（平成 29 年 5 月 9 日）

- ・設置の趣旨、日程等について確認

第 2 回（平成 29 年 5 月 22 日）

- ・フリートーク（働き方改革に向けた課題等）

第 3 回（平成 29 年 6 月 12 日）

- ・研修報告、情報交換

第 4 回（平成 29 年 6 月 19 日）

- ・フリートーク（部活動のあり方、働き方改革のグランドデザイン）

第 5 回（平成 29 年 6 月 30 日）

- ・他県の取り組み事例、部活動指導員について

第 6 回（平成 29 年 7 月 10 日）

- ・各課の進捗状況の確認

第 7 回（平成 29 年 7 月 24 日）

- ・市町村教育委員会との情報交換（報告）、各課の進捗状況の確認

第 8 回（平成 29 年 8 月 17 日）

- ・各課からの課題について集約し、協議

第 9 回（平成 29 年 8 月 29 日）

- ・各課の課題及び検討事項について、意見交換

第 10 回（平成 29 年 9 月 11 日）

- ・予算対応、今後のスケジュールについて検討

第 11 回（平成 29 年 9 月 29 日）

- ・3 課による業務分析

第 12 回（平成 29 年 10 月 20 日）

- ・報告案のとりまとめについて

第 13 回（平成 29 年 11 月 13 日）

- ・予算要求報告 ・ 県内 4 ブロックの教育長会議における意見聴取の報告

第 14 回（平成 30 年 2 月 6 日）

- ・経過報告 ・ 「学校における働き方改革の取組み手引」（案）について

第 15 回（平成 30 年 2 月 7 日）

- ・ 県小中学校教頭会理事会にて「学校における働き方改革の取組み手引」（案）の説明と意見聴取

第 16 回（平成 30 年 2 月 9 日）

- ・ 県市町村教育長会総会にて「学校における働き方改革の取組み手引」（案）の説明と意見聴取

第 17 回（平成 30 年 2 月 13 日）

- ・ 県中学校長会理事会にて「学校における働き方改革の取組み手引」（案）の説明と意見聴取

第 18 回（平成 30 年 2 月 23 日）

- ・ 県連合小学校長会理事会にて「学校における働き方改革の取組み手引」（案）の説明と意見聴取

第 19 回（平成 30 年 3 月 29 日）

- ・ 関係諸団体からの意見聴取の整理と手引への反映について
- ・ 次年度に向けた課題の整理と今後のスケジュールについて

〔平成 30 年度〕

第 20 回（平成 30 年 4 月 10 日）

- ・「学校における働き方改革の取組み手引」（案）について
- ・今後のスケジュール

第 21 回（平成 30 年 7 月 24 日）

- ・スクール・サポート・スタッフを配置した学校の教諭等の勤務の状況
- ・部活動指導員を配置した学校の教諭等の勤務状況

第 22 回（平成 30 年 8 月 6 日）

- ・県高等学校教頭・副校長会研究協議大会にて研究テーマ「教職員の多忙化解消に向けた取組みについて－教職員の現状と時間外労働の削減に向けて
- ・アンケート調査結果のまとめと考察

第 23 回（平成 30 年 8 月 17 日）

- ・県高等学校教頭・副校長会研究協議大会研究発表から
- ・今後の取組みと課題等

第 24 回（平成 30 年 10 月 15 日）

- ・統合型校務支援システムの導入計画について
- ・調査等のため発出した報告・提出等を必要とする文書について

第 25 回（平成 30 年 11 月 12 日）

- ・学校における働き方改革の取組み事例について
- ・合同教育懇談会について
- ・夏季休業中における学校閉庁日について
- ・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（素案）」について
- ・平成 31 年度教職員働き方改革推進事業について

第 26 回（平成 30 年 11 月 26 日）

- ・平成 31 年度以降の取組み（案）について
- ・電子メールの取扱いについて
- ・スクール・サポート・スタッフを配置した学校の教諭等の勤務の状況
- ・部活動指導員を配置した学校の教諭等の勤務状況
- ・学校における働き方改革の取組み事例について

第 27 回（平成 30 年 12 月 25 日）

- ・「中央教育審議会東進（素案）」について
- ・「勤務時間の上限に関するガイドライン（案）」について
- ・学校における働き方改革取組み手引【改訂版】（案）
- ・平成 31 年度における働き方改革に関する方策（案）

第 28 回（平成 31 年 1 月 15 日）

- ・学校における働き方改革取組み手引【改訂版】（案）
- ・統合型校務支援システムの導入による教育的効果

第 29 回（平成 31 年 1 月 25 日）

- ・平成 30 年度山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施結果について
- ・「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」について
- ・学校における働き方改革取組み手引【改訂版】（案）

第 30 回（平成 31 年 2 月 12 日）

- ・ガイドラインを受けた「勤務時間の整理」について
- ・発出文書の整理について

第 31 回（平成 31 年 3 月 25 日）

- ・学校における働き方改革の取組みの徹底について

〔令和元年度〕

第 32 回（平成 31 年 4 月 18 日）

- ・「学校における働き方改革の取組み」ロードマップ
- ・県立学校へのタイムレコーダー、留守番電話の導入（試行）について
- ・「働き方改革通信」の発行について

第 33 回（令和元年 5 月 14 日）

- ・学校における働き方改革に関する県教育委員会の今年度の取組み(案) について
- ・P T A 連合会等への説明について

第 34 回（令和元年 5 月 31 日）

- ・学校における働き方改革に関する県教育委員会の今年度の取組み(案) について
- ・「山形県立学校における働き方改革の取組方針（仮称）」について

第 35 回（令和元年 7 月 8 日）

- ・勤務時間の上限に関する方針（案）について

第 36 回（令和元年 9 月 2 日）

- ・勤務時間の上限に関する方針（案）について

第 37 回（令和元年 10 月 28 日）

- ・「山形県公立学校における働き方改革プラン（第 I 期）（仮称）」について

第 38 回（令和元年 11 月 26 日）

- ・「山形県公立学校における働き方改革プラン（第 I 期）（案）」について

第 39 回（令和元年 12 月 23 日）

- ・「山形県公立学校における働き方改革プラン（第 I 期）（案）」について
- ・働き方改革第 2 回検討委員会の主な意見に対する対応について